

事業主様

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長



「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱いについて

平素より当健康保険組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険料負担に伴う手取り減少を回避する目的で就業調整を行う「年収の壁」への時限的な対応について、厚生労働省より具体的な取扱いが示されましたのでお知らせいたします。

記

1. 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について

被扶養者の認定にあたり、認定対象者の年収が認定要件の 130 万円 (60 歳以上または障害年金受給者は 180 万円) を超過する場合でも、それが一時的な収入変動である場合は、認定対象者の勤務先事業主の証明により、年収要件を満たしているものとします。

※別添「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」をご参照ください。

(1)適用年月日 令和 5 年 10 月 20 日 (厚生労働省通達発出日)

(2)一時的な収入変動とは

- ・他の従業員が退職したことにより、業務量が増加した
- ・他の従業員が休職したことにより、業務量が増加した
- ・事業所における業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加した
- ・突発的な大口案件により、事業所全体の業務量が増加した

※ 基本給(時給)が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

※ 雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に 130 万円以上となることが明らかであるような方は対象外です。

※ フリーランスや自営業の方は対象外です。

なお、フリーランスや自営業としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある方は、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより、被扶養者の年収要件の額を超えた場合は対象となります。

(3) 被扶養者「認定」について

被扶養者認定の手続きをされる方で、今回の措置の対象となる方は、「被扶養者(異動)届」及び現行の必要書類に加え、下記の書類を提出してください。

- ・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
- ・雇用契約書(写) ※1カ月の給与の試算ができるもの

(注) 被扶養者認定については、提出書類を確認のうえ、総合的に判断いたしますので、上記証明書の提出をもって必ず認定とはならないことにご留意ください。

(4) 被扶養者「検認」について

令和5年11月1日を基準日として実施している、被扶養者「検認」についても、適用年月日が令和5年10月20日となったことから、今回の措置の対象といたします。

「被扶養者不該当」となり、今回の措置の対象となる方は、当健康保険組合にご一報いただき、下記の書類を提出してください。提出書類の確認ができましたら、不該当取消しといたします。

- ・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
- ・雇用契約書(写) ※1カ月の給与の試算ができるもの
- ・健康保険被扶養者不該当通知書 (既に通知済みの方)

2. 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について

短時間労働者への社会保険適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する「社会保険適用促進手当」については、本人負担分の保険料相当額を上限とし社会保険料の算定対象としません。

※別添「社会保険適用促進手当に関するQ&A」をご参照ください。

●「社会保険適用促進手当」及び「キャリアアップ助成金」の詳細については、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)